

令和 8 年 7 月

# 交通死亡事故抑止対策に関する提言

## 「高齢運転者の事故防止対策」

令和 6 年度及び 7 年度研究テーマ

千葉県交通事故調査委員会

# 目 次

## 交通事故調査委員会

|   |                      |     |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 目的                   | 1   |
| 2 | 交通事故調査委員会におけるこれまでの提言 | 1～2 |
| 3 | 交通事故調査委員会委員          | 2   |
| 4 | 事務局                  | 2   |

## 「高齢運転者の事故防止対策」

|   |                                     |    |
|---|-------------------------------------|----|
|   | はじめに                                | 3  |
| 1 | 千葉県の高齢化の現状及び将来推計                    | 3  |
| 2 | 市町村ごとの高齢化の将来推計                      | 4  |
| 3 | 高齢者の免許人口の推移 (H26 年から R5 年)          | 4  |
| 4 | 高齢運転者の死亡・重傷事故に占める割合                 | 5  |
| 5 | 高齢運転者の交通事故分析                        |    |
|   | (1) 交通事故率                           | 5  |
|   | (2) 昼夜別発生状況                         | 6  |
|   | (3) 事故類型別発生状況                       | 6  |
|   | (4) 人的要因                            | 7  |
| 6 | 安全運転サポート車の交通事故分析 (令和 5 年中)          |    |
|   | (1) サポカー利用者の推移                      | 7  |
|   | (2) 年齢別サポカー利用者の状況                   | 8  |
|   | (3) 方面別サポカー利用率の状況 (第 1 当事者＋第 2 当事者) | 8  |
|   | (4) 事故類型の比較                         | 9  |
|   | (5) 人的要因比較                          | 10 |

7 考察及び対策

(1) 考察 ..... 1 1

(2) 対策 ..... 1 1 ～ 1 4

8 提言 ..... 1 5

# 交通事故調査委員会

## 1 目的

交通事故を抑止するためには、交通事故原因を科学的・総合的に分析し、これを施策に反映することが重要である。このため、警察が調査・収集した事故分析資料に基づき、交通社会学や交通工学、救急医療等学識経験者ならびに交通に関わる行政側各部署の責任者がその専門的見地から交通事故防止対策を検討・提言する組織として、平成14年5月14日に設置した。

## 2 交通事故調査委員会におけるこれまでの提言

### (1) 平成14年度

- ア 高齢者事故の特徴と交通事故防止対策
- イ 交通事故現場における応急救護処置と救急医療

### (2) 平成15年度

- ア 救急医療（ドクターヘリ）
- イ 交通事故多発箇所等における安全対策（道路環境が異なる県内5か所）

### (3) 平成16年度

- ア 交通事故死亡例調査報告書（効果的な救急医療体制の在り方）
- イ 交通事故多発現場からみた交通事故抑止対策（道路交通環境整備マニュアル）

### (4) 平成17年度

- ア 子供の交通事故防止対策
- イ 交通事故死者数の削減を目的とした重点的交通事故ミクロ調査の意義に関する研究報告書

### (5) 平成18年度 自転車の交通事故防止対策

### (6) 平成19年度

高齢運転者の交通事故防止対策

### (7) 平成20年度

高齢運転者の交通事故防止（これまでの対策と今後の取組み）

### (8) 平成21年度

自転車の交通事故防止対策

### (9) 平成22年度

高齢者の交通事故防止対策 ～歩行者及び自転車利用者の交通事故防止対策～

### (10) 平成23年度

高齢者の交通事故防止対策 ～前年度実施した対策の効果測定と新たな対策について～

### (11) 平成24年度

自転車の交通事故防止対策

### (12) 平成25年度

高齢者の交通事故防止対策

### (13) 平成26年度

高齢者の交通事故防止対策

### (14) 平成27年度

高齢運転者に対する交通事故防止

(15) 平成28年度

ア 自転車の安全利用対策

イ 事故多発交差点における交通事故の減少と道路交通環境改善等の関係

(16) 平成29年度

ア 二輪者の交通事故防止対策

イ 交通事故多発交差点の安全対策

(17) 平成30年度

通学路の交通事故防止対策

(18) 令和4年度・5年度

信号機のない横断歩道上における交通事故防止対策

### 3 交通事故調査委員会委員

(1) 学識経験者委員（4人）

委員長 鈴木 春男 千葉大学名誉教授（交通社会学）

木内 透 公益財団法人交通事故総合分析センター  
研究部主任研究員（システム工学）

小早川 悟 日本大学理工学部教授（交通工学）

本村 友一 日本医科大学千葉北総病院 救命救急センター 講師

(2) 関係機関・団体委員（10人）

国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所交通対策課長

警察庁科学警察研究所交通科学部長

県防災危機管理部消防課長

県健康福祉部高齢者福祉課長

県健康福祉部医療整備課長

県環境生活部くらし安全推進課長

県県土整備部道路環境課長

県教育庁教育振興部児童生徒安全課長

千葉市市民局市民自治推進部地域安全課長

東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉管理事務所管理担当課長

(3) 警察委員（5人）

交通総務課長

交通指導課長

交通捜査課長

交通規制課長

運転免許課長

合計 19 人

### 4 事務局 千葉県警察本部 交通部交通総務課

# 高齢運転者の交通事故防止対策

はじめに

千葉県内における交通事故件数は減少傾向で推移しているものの、高齢者人口の増加に伴い、令和5年には65歳以上の高齢運転者による交通事故の割合が、過去（統計資料の残る平成元年以降）最も高い構成率となった。全国的に見ても、認知症を発症した高齢運転者による事故やハンドル・ブレーキ操作を誤り店舗外壁に衝突する事故など、社会的反響の大きな事故も発生しており、高齢者に免許返納を求める気運の高まりが感じられる。

一方、公共交通機関が発達していない地区に住む高齢者の中には、運転を控えるべき身体機能について自覚はあるものの、日常生活の移動手段として車両は不可欠であり、運転を継続する意思を持つ者が多く、自主返納制度の障害となっている。

こうした情勢を踏まえ、高齢運転者に対する交通事故防止対策を喫緊の課題として本委員会のテーマとした。

## 1 千葉県の高齢化の現状及び将来推計

千葉県における高齢化の現状は、令和2年には本県の総人口は628万4千人、65歳以上の高齢者人口は170万人で高齢化率は27.1%であったが、今後総人口が緩やかに減少し、2040年には総人口が595万6千人、65歳以上人口が199万4千人となり、高齢化率は33.5%およそ3人に1人が高齢者となる見込みである。また75歳以上の後期高齢者の割合は18.2%となる見込みである（【図1】参照）。

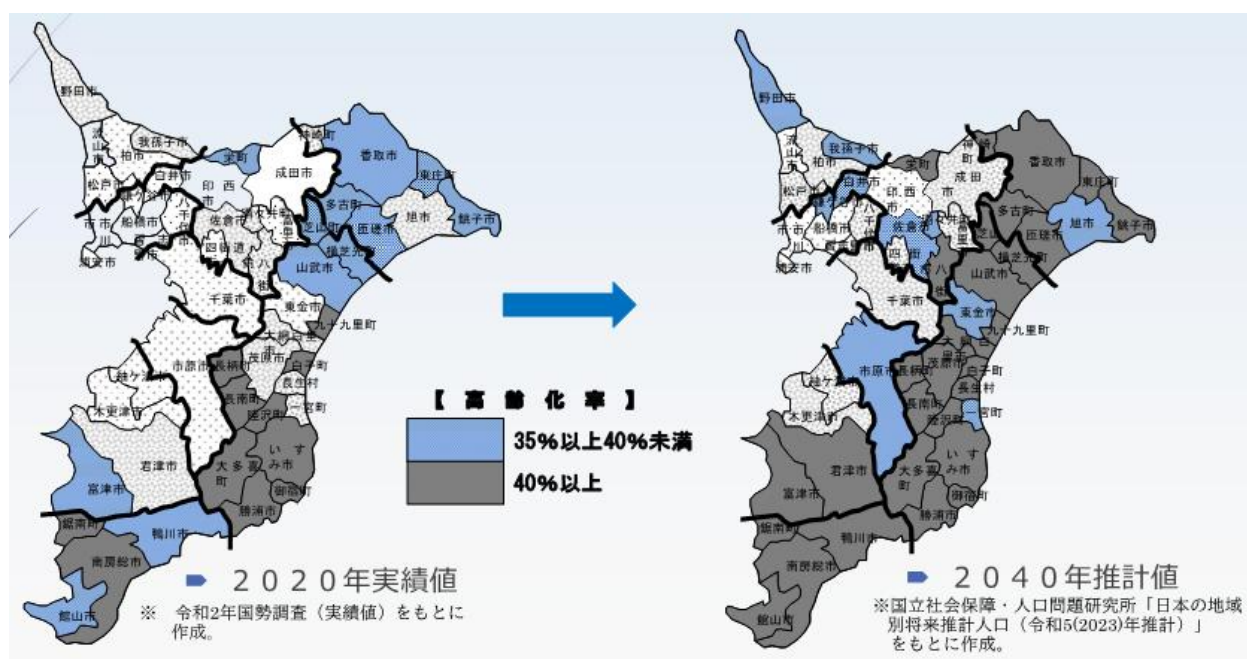
【図1 千葉県の人口推移と将来推計】 千葉県高齢者保健福祉計画抜粋



## 2 市町村ごとの高齢化の将来推計

2020年には、高齢化率の低い地域も認められるが、2040年には県内の広い範囲で高齢化が進み、特に郡部においては高齢化の進行が顕著に現れることが予測される（【図2】参照）。

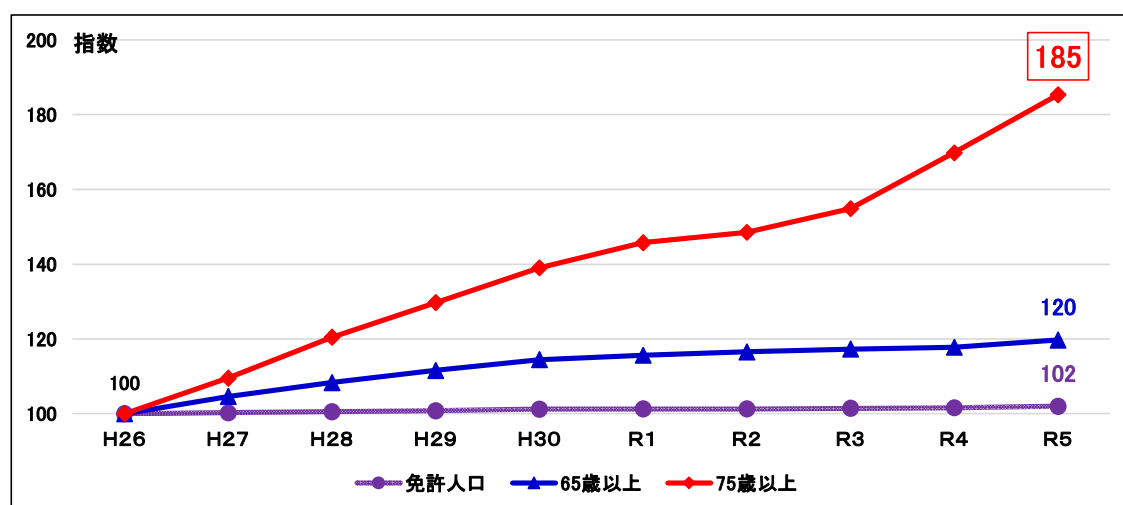
【図3 市町村ごとの高齢化の将来推計】千葉県高齢者保健福祉計画抜粋



## 3 高齢者の免許人口の推移（H26年からR5年）

千葉県における平成26年から令和5年までの免許人口の推移はほぼ横ばいであるのに対し、65歳以上の高齢者の免許人口は、約1.2倍に増加している。そのうち75歳以上の免許人口の指数が最も上昇しており、約1.9倍となっている（【図3】参照）。

【図3 高齢者の免許人口の推移】



※平成26年の数値を100とした指数

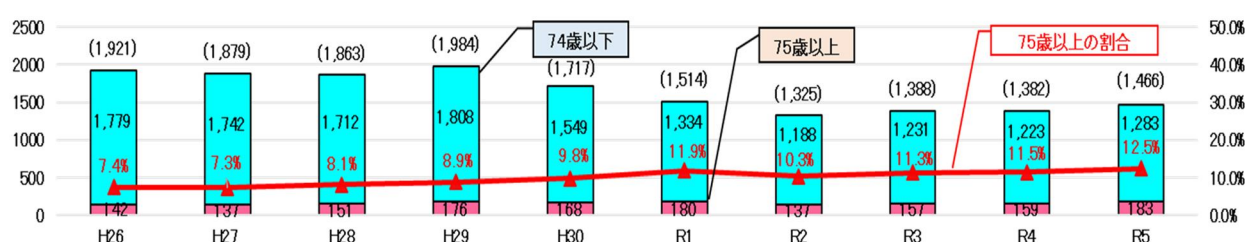
#### 4 高齢運転者の死亡・重傷事故に占める割合

死亡・重傷事故のうち、高齢運転者が第1当事者となる事故の割合は増加傾向にあり令和5年の割合は平成26年から令和4年の各割合と比較して最大となっている(図4、5参照)。

【図4 65歳以上の高齢者が第1当事者(原付以上)となる死亡・重傷事故の件数の推移】



【図5 75歳以上の高齢者が第1当事者(原付以上)となる死亡・重傷事故の件数の推移】



#### 5 高齢運転者の交通事故分析 (令和5年中)

##### (1) 交通事故率

運転免許保有者数に対する死亡・重傷事故発生率を算出すると、高齢運転者の事故率は0.05パーセントであり、高齢運転者以外の0.03パーセントと比較して死亡・重傷事故率が高い。(表1参照)

また、高齢運転者の中でも、75歳以上の運転者の死亡・重傷事故率が高くなっている。

【表1 運転免許保有者に対する年齢層別死亡・重傷事故発生率】

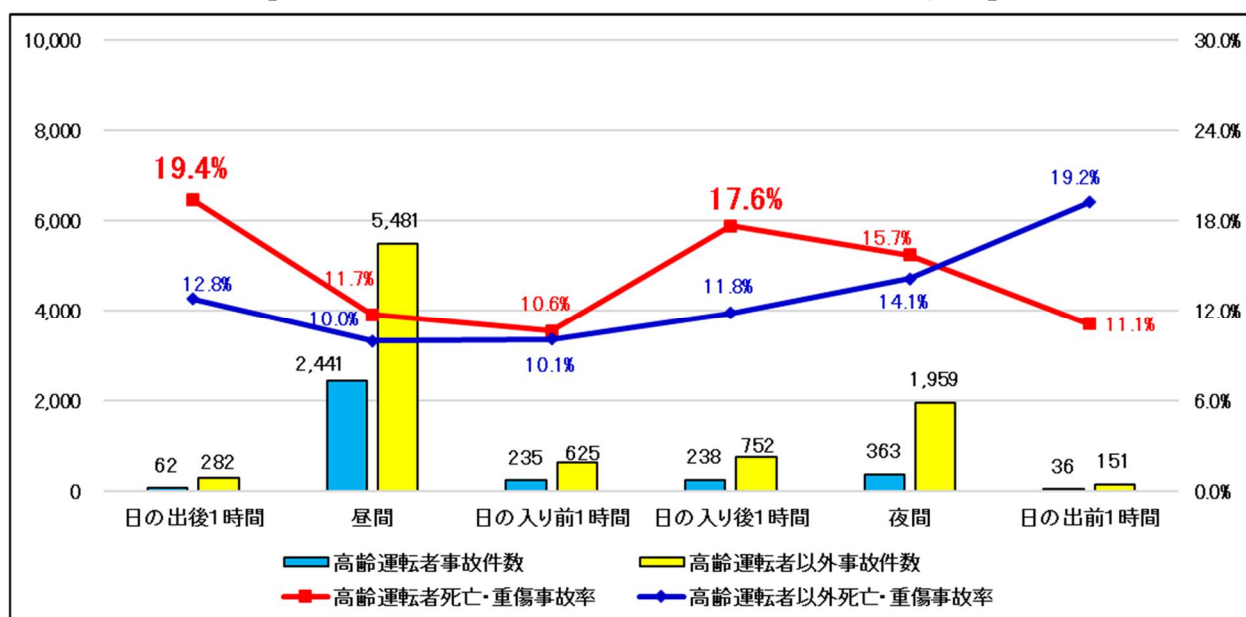
|              | a          | b              | b/a          |
|--------------|------------|----------------|--------------|
|              | 事故件数 (件)   | 免許人口 (人)       | 死亡・重傷事故率 (%) |
| 1 当原付以上      | 1,466      | 4,066,111      | 0.04         |
| 高齢運転者        | 426        | 937,143        | 0.05         |
| 65～74歳       | 243        | 586,535        | 0.04         |
| <b>75歳以上</b> | <b>183</b> | <b>350,608</b> | <b>0.05</b>  |
| 高齢運転者以外      | 1,040      | 3,128,968      | 0.03         |

## (2) 昼夜別発生状況

昼夜別でみると、死亡・重傷事故の発生件数は、高齢運転者、高齢運転者以外の両方で昼間帯の発生が夜間帯より多くなっている。

また、各時間帯における死亡・重傷事故率を比較すると、高齢運転者は、日の出後1時間及び日の入り後1時間が特に高い割合となっている（図6参照）。

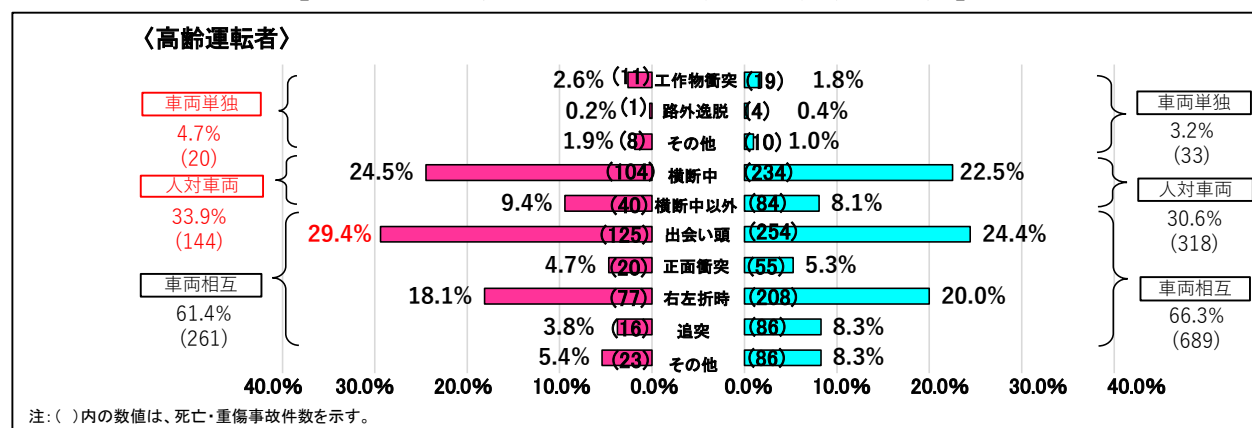
【図6 年齢層別・時間帯別死亡重傷事故発生状況】



## (3) 事故類型別発生状況

事故類型別比較では、高齢運転者は高齢運転者以外と比較して、車両単独事故、人対車両事故の割合が高い。また、車両相互事故の中でも、出会い頭事故の割合が高齢運転者以外よりも高くなっている（図7参照）。

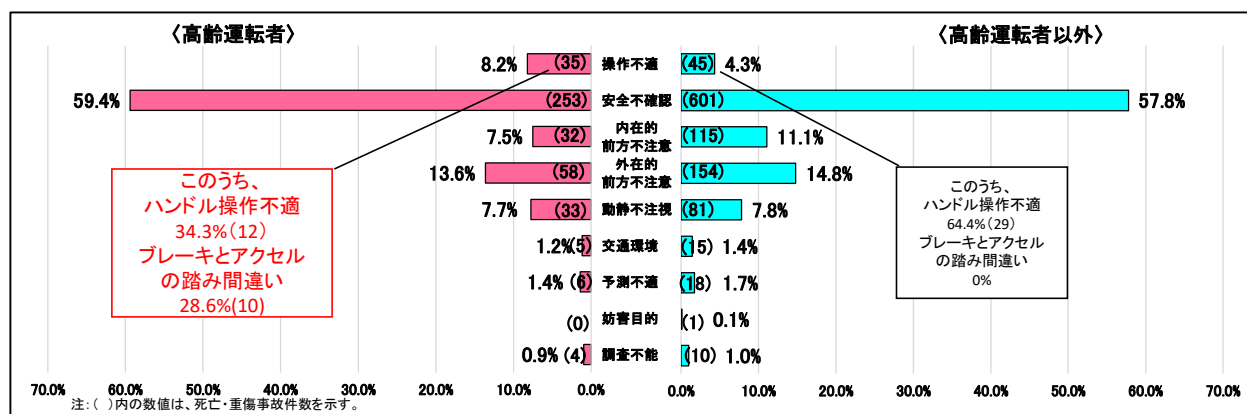
【図7 年齢層別死亡重傷事故の事故類型比較】



#### (4) 人的要因

人的要因別比較では、安全不確認の占める割合が全年齢共通して最も高くなっている。また、高齢運転者は操作不適の割合が高齢運転者以外と比較して高い割合となっており、特に、操作不適の中でも、高齢運転者以外は「ブレーキとアクセルの踏み間違い」は0パーセントであるのに対して、高齢運転者は28.6パーセントと高い割合を示している（図8参照）。

【図8 年齢層別死亡重傷事故の人的要因比較】



### 6 安全運転サポート車（以下「サポカー」という。）の交通事故分析（令和5年中）

#### (1) サポカー利用者の推移

令和4年中と比べ、令和5年中の事故当事者数に占めるサポカー利用者の割合は、約1.7倍増加している。（表2参照）

【表2 サポカー利用者の推移】

|             | R 5    | R 4    | 前年比    |
|-------------|--------|--------|--------|
| 事故当事者数（四輪車） | 18,559 | 18,036 | +523   |
| うちサポカー利用者   | 2,137  | 1,187  | +950   |
| 割合          | 11.5%  | 6.6%   | +4.9pt |

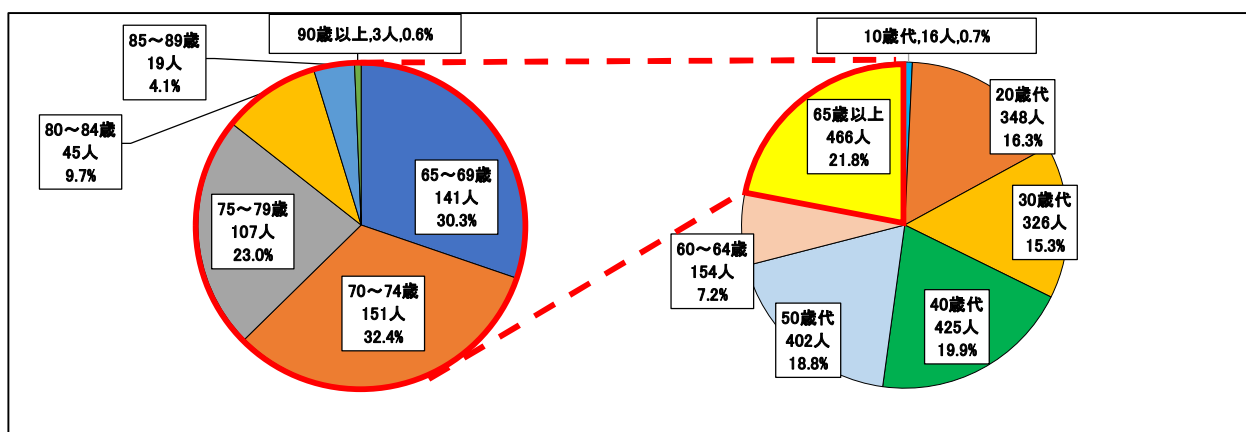
#### ※安全運転サポート車

衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、車線逸脱警報装置等の先進安全技術によりドライバーの安全運転を支援する自動車

## （２）年齢別サポカー利用者の状況

事故当事者（第１当事者＋第２当事者）のサポカー利用者の年齢別では、高齢者の利用者が最も高く、全体の約２割を占めている。その中でも、６５歳から６９歳及び７０歳から７４歳の利用者が多い（図９参照）。

【図９ 年齢別サポカー利用率】



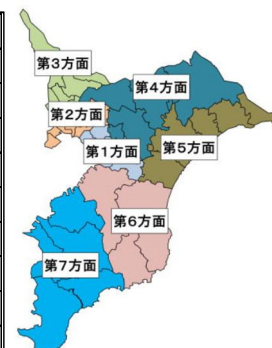
## （３）方面別サポカー利用率の状況（第１当事者＋第２当事者）

千葉県内でも地域によって高齢者の人口比率は大きく異なることから、管轄する警察署毎に千葉県を７つの方面に分け、免許人口に占めるサポカーの利用率を比べると、各年代とも大きな差異は見られない（表３参照）。

【表３ サポカー利用者の推移】

【方面別千葉県地図】

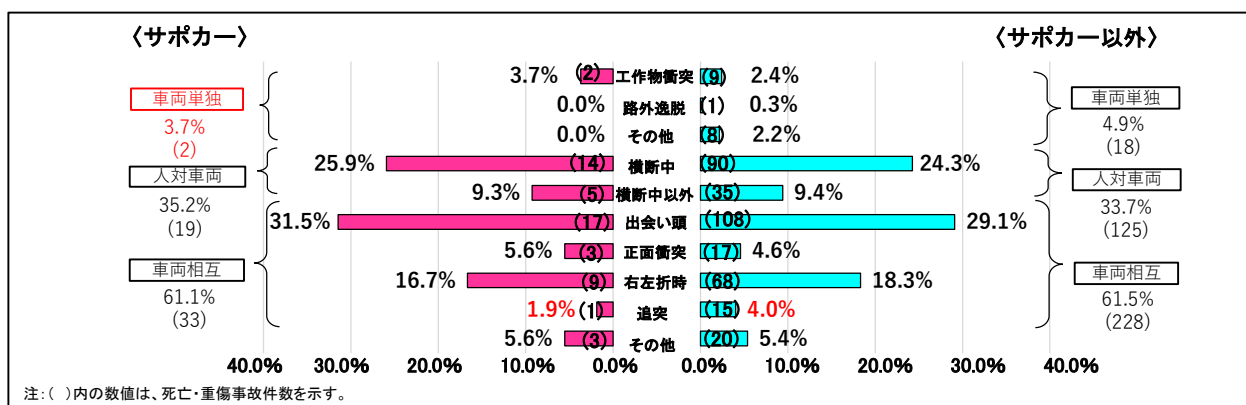
|     | 免許人口    |           | 高齢運転者   |                 | 高齢運転者以外 |                 | 総計      |                 |
|-----|---------|-----------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|-----------------|
|     | 高齢運転者   | 高齢運転者以外   | サポカー利用者 | 免許人口に占めるサポカー利用率 | サポカー利用者 | 免許人口に占めるサポカー利用率 | サポカー利用者 | 免許人口に占めるサポカー利用率 |
| 1方面 | 125,019 | 491,710   | 66      | 0.05%           | 269     | 0.05%           | 335     | 0.05%           |
| 2方面 | 169,030 | 867,628   | 95      | 0.06%           | 305     | 0.04%           | 400     | 0.04%           |
| 3方面 | 203,237 | 757,639   | 101     | 0.05%           | 391     | 0.05%           | 492     | 0.05%           |
| 4方面 | 159,811 | 405,780   | 63      | 0.04%           | 253     | 0.06%           | 316     | 0.06%           |
| 5方面 | 82,159  | 164,846   | 39      | 0.05%           | 102     | 0.06%           | 141     | 0.06%           |
| 6方面 | 104,069 | 229,334   | 45      | 0.04%           | 149     | 0.06%           | 194     | 0.06%           |
| 7方面 | 93,818  | 212,031   | 49      | 0.05%           | 148     | 0.07%           | 197     | 0.06%           |
| 総計  | 937,143 | 3,128,968 | 458     | 0.05%           | 1,617   | 0.05%           | 2,075   | 0.07%           |



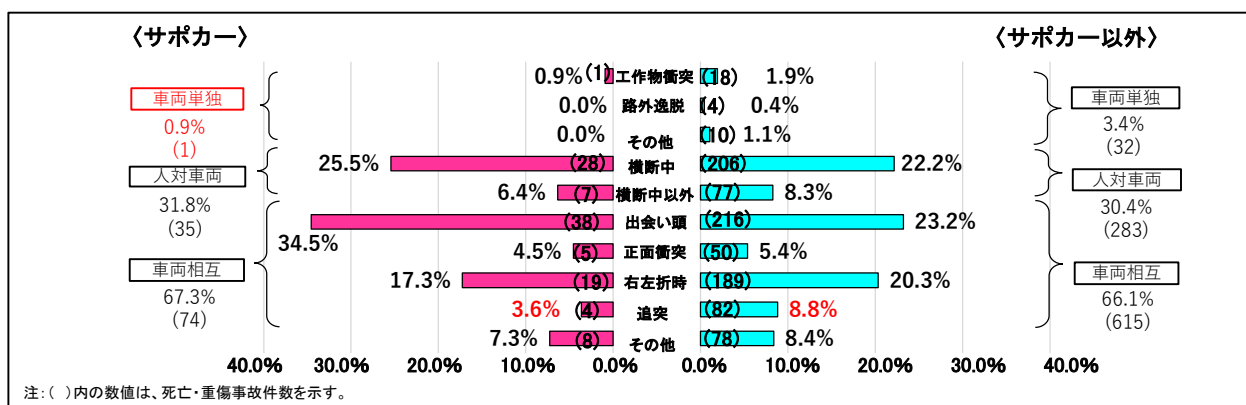
#### (4) 事故類型の比較

死亡・重傷事故の事故類型を比較すると、サポカー利用者は、サポカー以外と比較して単独事故の構成率が低くなっている。また、車両相互の事故の中では、追突事故の占める割合が低く、サポカーに搭載されている先進安全技術が事故の減少に寄与していると考えられる（図10、11参照）。

【図10 サポカーによる類型別死亡・重傷事故発生状況（高齢者運転者）】



【図11 サポカーによる類型別死亡・重傷事故発生状況（高齢運転者以外）】

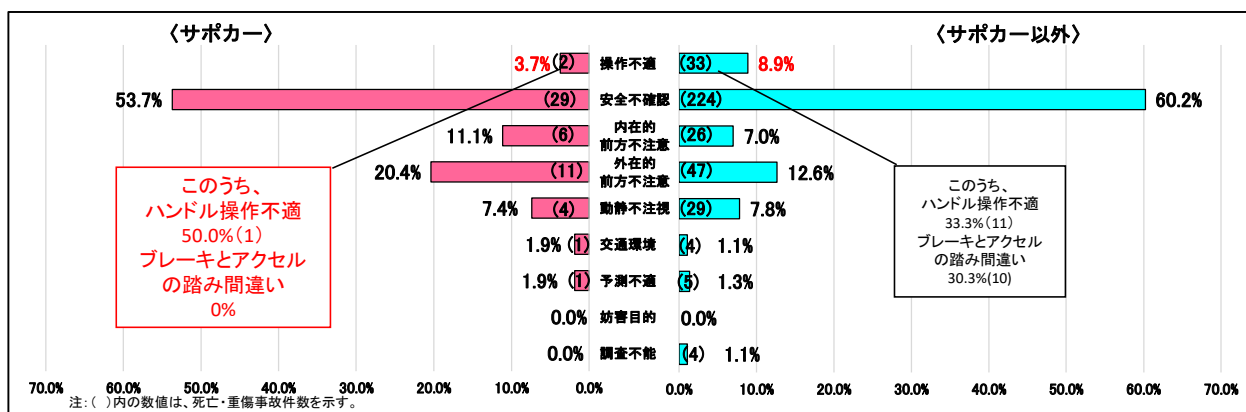


## (5) 人的要因比較

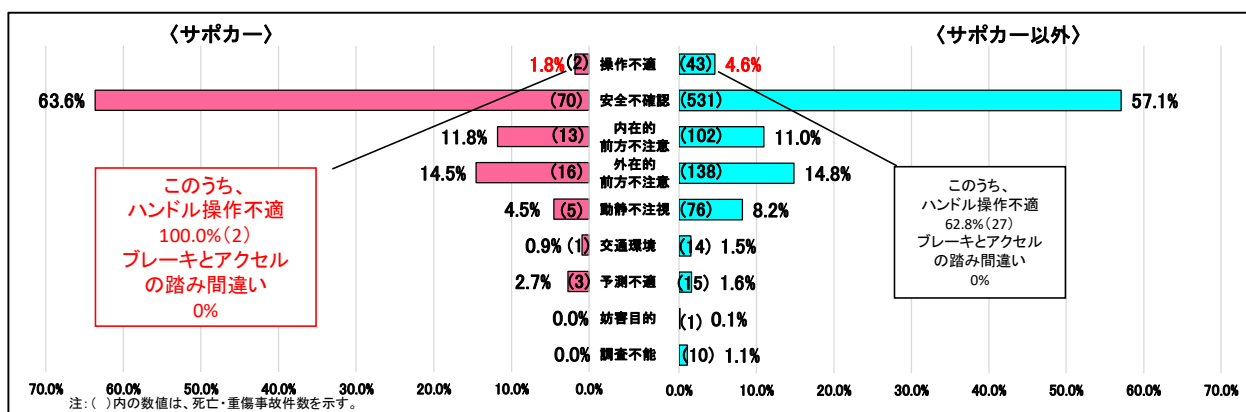
死亡・重傷事故の人的要因別の比較では、高齢運転者のサポカーによる操作不適の事故の割合が、サポカー以外と比較して低くなっており、特に、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故は0件であった（図12、13参照）。

また、高齢運転者以外も同様に、操作不適の割合が低くなっている。

【図12 サポカーによる人的要因別死亡重傷事故発生状況（高齢運転者）】



【図13 サポカーによる人的要因別死亡重傷事故発生状況（高齢運転者以外）】



※ 操作不適には「ハンドル操作不適」「ブレーキとアクセルの踏み間違い」の他に

- ・ ブレーキの踏みが弱い、踏み遅れ
- ・ 急ブレーキをかけた
- ・ エンジン・ブレーキを使用しなかった
- ・ その他のブレーキ操作不適
- ・ ブレーキをかけながらハンドル操作
- ・ ギヤの入れ違い
- ・ その他の操作不適

の類型がある。

## 7 考察及び対策

### (1) 考察

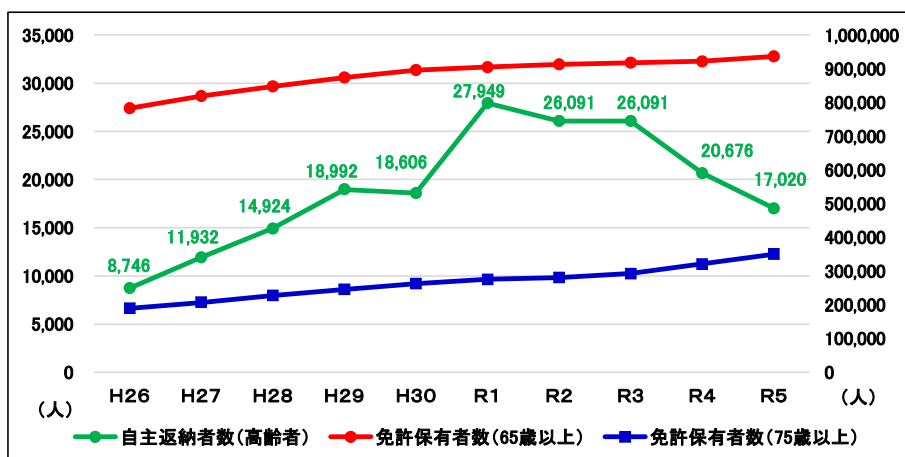
- 県内では今後総人口が緩やかに減少し、2040年には65歳以上の人口が相対的に増加し、高齢化率は33.5%およそ3人に1人が高齢者となる見込みであり、75歳以上の後期高齢者の割合は18.2%となる見込みである。
- 2040年には県内の広い範囲で高齢化が進み、特に郡部においては高齢化の進行が顕著に現れることが予測される。
- 高齢者の免許人口は、年々増加しており、これに伴い、死亡・重傷事故の高齢運転者が第1当事者となる割合も増加傾向にある。
- 高齢運転者は、他の年齢層に比べ「日の出後1時間」及び「日の入り後1時間」での死亡・重傷事故率が高い。
- 事故原因のうち、高齢者運転者は「ハンドル操作不適」や「アクセルとブレーキの踏み間違い」等の「運転操作不適」による事故が高齢運転者以外よりも高い割合であり、身体機能等の低下が運転に影響を与えていると考えられる。
- サポカーによる死亡・重傷事故は、単独事故がサポカー以外よりも低い割合となっている。また、車両相互事故の中でも、追突事故の占める割合が低い。
- 令和5年中の高齢運転者による「アクセルとブレーキの踏み間違い」による死亡・重傷事故は、全てサポカー以外によるものであり、サポカー搭載の先進安全技術が運転操作不適による事故の減少に役立っていると考えられる。

### (2) 対策

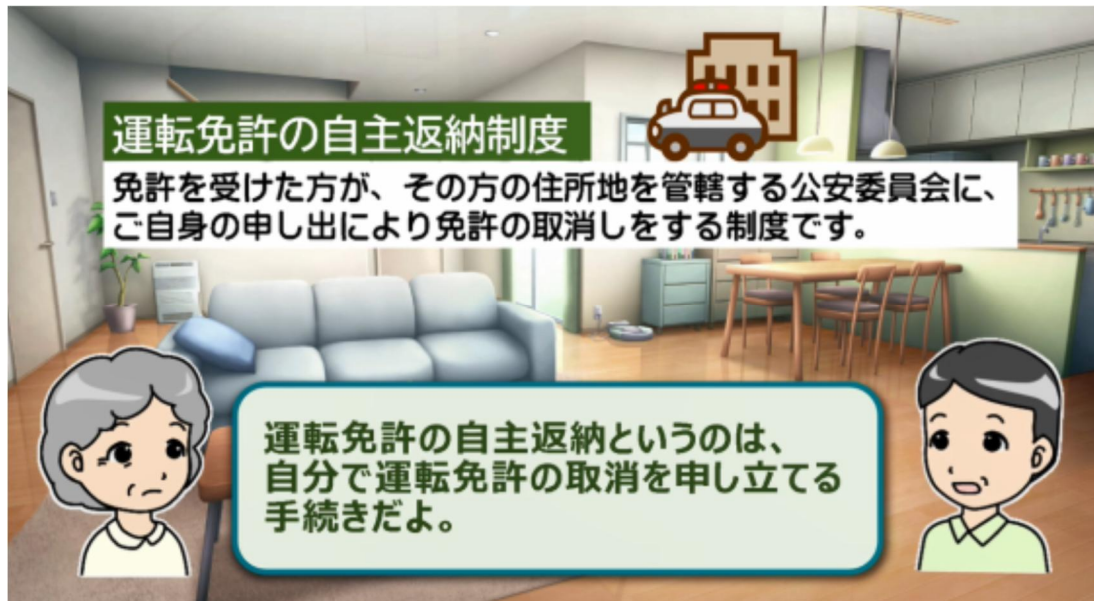
#### ア 運転免許証自主返納の促進に向けた取組の推進

近年、運転免許証自主返納者が減少傾向にあることから、行政機関や企業と連携し自主返納者に対する支援措置の更なる拡充を図り、千葉県高齢者保険福祉計画の理念である「高齢者が個性豊かに生き生きと安心して暮らし続けられる地域社会の実現」の観点からも高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境整備に努めている（令和5年中の新規支援団体は3自治体、12企業で、令和6年5月17日現在、39自治体、3団体、239企業が運転免許証自主返納者に対する支援措置に取り組んでいる。）（図14、15参照）。

【図14 運転免許証自主返納者数の状況】



【運転免許自主返納啓発動画】



【図15 千葉県における支援措置一覧（千葉中央署管内抜粋）】

令和7年5月8日現在の情報です

| 運転免許自主返納支援措置一覧<br>千葉中央署管内（千葉市中央区）                     |              |                                                                                                                             |                  |
|-------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| ●バス                                                   | 支援措置内容       | 備考                                                                                                                          | お問い合わせ先          |
| 京成バス                                                  |              | 本社営業部<br>047-712-7400                                                                                                       | 043-273-2311(本社) |
| 京成バス千葉セントラル                                           |              | 高浜営業所<br>043-245-0938<br>千葉南営業所<br>043-300-3611<br>成東営業所<br>0475-67-2611<br>新港営業所<br>043-244-3516<br>四街道営業所<br>043-423-4573 | 0436-26-7011(本社) |
| 京成バス千葉イースト                                            | バスの乗車運賃半額    | ノーカー・アシスト優待証の提示が必要                                                                                                          | 043-223-6281     |
| 小湊鐵道                                                  |              | ノーカー・アシスト優待証の提示が必要(両者のみ)                                                                                                    | 03-3275-5210     |
| あすか交通                                                 |              | ノーカー・アシスト優待証の提示が必要(両者のみ)                                                                                                    | 047-435-1200(本社) |
| ★ノーカー・アシスト優待証(京成バスグループ)の交付について                        |              |                                                                                                                             |                  |
| ※対象者:70歳以上の方                                          |              |                                                                                                                             |                  |
| ※発行に必要な物                                              |              |                                                                                                                             |                  |
| ①新規発行後1年以内の運転経歴証明書                                    |              |                                                                                                                             |                  |
| ②3ヶ月以内に撮影した証明写真(カラー、縦4.5cm×横3.5cm)                    |              |                                                                                                                             |                  |
| ③交付手数料520円                                            |              |                                                                                                                             |                  |
| ※有効期限:2年間(更新はできません)                                   |              |                                                                                                                             |                  |
| ※発行場所 京成バスグループ営業所及びバス定期券発売所                           |              |                                                                                                                             |                  |
| ★ノーカー・優待証(小湊鐵道)の交付について                                |              |                                                                                                                             |                  |
| ※対象者:69歳以上の方                                          |              |                                                                                                                             |                  |
| ※発行に必要な物                                              |              |                                                                                                                             |                  |
| ①運転経歴証明書又は申請による運転免許の取消通知書                             |              |                                                                                                                             |                  |
| ②3ヶ月以内に撮影した証明写真(カラー、縦4.5cm×横3.5cm)                    |              |                                                                                                                             |                  |
| ③交付手数料530円                                            |              |                                                                                                                             |                  |
| 有効期限(更新できます)                                          |              |                                                                                                                             |                  |
| 1回目の発行・有効期限は(発行日の翌年12月31日まで)                          |              |                                                                                                                             |                  |
| 更新した優待証・有効期限は2年間(＝翌々年の12月31日まで)                       |              |                                                                                                                             |                  |
| ※更新手続き期間:毎年11月1日～12月31日の間                             |              |                                                                                                                             |                  |
| ※発行場所:小湊鐵道各営業所、バス案内所                                  |              |                                                                                                                             |                  |
| ★ノーカー・アシスト優待証(あすか交通)の交付について                           |              |                                                                                                                             |                  |
| ※対象者:70歳以上の方                                          |              |                                                                                                                             |                  |
| ※発行に必要な物                                              |              |                                                                                                                             |                  |
| ①新規発行後1年以内の「運転経歴証明書」                                  |              |                                                                                                                             |                  |
| ②証明写真(カラー、縦3cm×横2.4cm)                                |              |                                                                                                                             |                  |
| ③発行手数料530円                                            |              |                                                                                                                             |                  |
| ※有効期限:2年間(更新はできません)                                   |              |                                                                                                                             |                  |
| ※発行場所:船毛駅東口定期販売所、平和交通若松営業所、都賀駅定期販売所、あすか交通本社           |              |                                                                                                                             |                  |
| 支援措置の内容・必要な物等が変更している場合もあるので、ご利用の際は事前に各バス会社へお問い合わせください |              |                                                                                                                             |                  |
| ●タクシー                                                 | 乗車運賃1割引      | ※運転経歴証明書の提示が必要                                                                                                              |                  |
| 千葉地区                                                  | お問い合わせ先      | 千葉地区                                                                                                                        | お問い合わせ先          |
| 千葉市内タクシー                                              | 043-242-6541 | 南総タクシー(皆田)                                                                                                                  | 043-291-0009     |
| 第一区内タクシー                                              |              | 千葉乗車人タクシー協会(千葉地区)                                                                                                           | 043-308-3719     |
| 割引条件等の詳細は、直接各タクシー会社にお問い合わせください                        |              |                                                                                                                             |                  |

| ●管内企業                | 支援措置内容                                   | お問い合わせ先                                              |
|----------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| スズキ自動車千葉 スズキアリーナ千葉東店 | セニアカー購入時ボディカバープレゼント                      | 043-273-2311(本社)                                     |
| スズキ自動車千葉 スズキアリーナ千葉東店 | セニアカー購入時ボディカバープレゼント                      | 0436-26-7011(本社)                                     |
| リハテックショップ(フランスベント)   | 電動車イス購入時、金利を会社負担及びカバープレゼント               | 043-223-6281                                         |
| カシダス(株) 千葉営業所        | 電動車イスの購入代金10%引                           | 03-3275-5210                                         |
| (株)スペースアップ 千葉営業所     | 電動カート契約時、「安全確認システム:おまもりくん」プレゼント          | 047-435-1200(本社)                                     |
| (株)カーチス カーチス千葉中央     | 成約時、現金2万円プレゼント                           | 0120-55-0010                                         |
| アップガレージ千葉中央店         | 自動車パーツ等の買取金額増額、車体買取時クオカードプレゼント           | 043-238-2345                                         |
| クルマ買取販売 ソコカラ         | 車買取金額10%アップ                              | 0120-590-870                                         |
| ダイワサイクル東千葉店          | 出張修理サービス出張費無料、自転車割引等                     | 043-301-2468                                         |
| (株)東都                | (株)東都製品の四輪自転車購入時、送料無料及びカバープレゼント          | (株)東都<br>0568-32-1725                                |
| (取扱い)サイクルベースあさひ      | 対象の電動アシスト付自転車購入額10万円以上で5千円割引、ヘルメット500円割引 | GLOBALER株式会社<br>043-209-3800<br>東千葉店<br>043-290-6701 |
| (GLOBALER株式会社・東千葉店)  |                                          |                                                      |
| メガネドラッグ 千葉店          | メガネ10%引、補聴器5%引(補聴器割引は取扱店のみ)              | 03-3735-0022                                         |
| 千葉メガネ 千葉銀座店          | メガネ割引                                    | 0120-24-4634                                         |
| メガネスーパー 京成千葉店        | メガネ・補聴器の出張訪問サービスの出張費用初回無料                | 0120-755-890                                         |
| メガネのタニ アリオ藤沢店        | メガネフレーム・レンズ10%引                          | 043-208-1220                                         |
| リネットセンター千葉           | 補聴器購入代金10%引                              | 043-246-3311                                         |
| 伊藤園 そごう千葉            | 店頭商品10%引                                 | 03-5808-6522                                         |
| 東天紅                  | ドリンク杯サービス                                | 043-238-5555                                         |
| 大庄 庄や 西千葉店           | ソフトドリンク杯サービス                             | 0120-408-959                                         |
| ジェイコム千葉 千葉セントラル南     | 自転車保険3ヶ月無料、防災情報サービス1年無料                  | 0120-969-989                                         |
| よつば総合法律事務所           | 初回、及び2回目の相談料無料                           | 0120-916-746                                         |
| あまね法律事務所             | 一案件につき1回目の相談料無料                          | 043-202-2217                                         |
| メモリアルアートの大野屋 千葉営業所   | 葬儀料、お墓工事・修繕代金、仏具割引                       | 0120-02-8888                                         |
| お仏壇のはせがわ千葉店          | お仏壇10%引、お墓(管理費等除く)・神仏具5%引                | 0120-11-7676<br>10:00～17:00(不特定)                     |
| 日本通運 千葉支店            | 引越料10%引等                                 | 043-307-3769                                         |

店舗によっては、支援措置を終了・内容を変更している場合があります

内容が変更している場合もあるので、ご利用の際は各企業にお問い合わせください  
支援措置の利用に関して、年齢や利用可能な人数に制限を設けている企業もあります  
県外の店舗においても支援措置が受けられる場合があります  
詳細は各企業へお問い合わせください

このロゴマークのついているバス・タクシー・企業店舗等は支援措置を実施しています

## イ 「高齢者交通安全いきいきキャンペーン」の参加促進

本県の高齢者安全対策の一つとして、高齢者に対して、各種交通安全指導等を行い、指定期間中の無事故達成に向けた交通安全行動を日々心掛けさせることで、高齢者の交通事故を未然に防止することを目的とした「高齢者交通安全いきいきキャンペーン」を実施している。同キャンペーン参加者の無事故達成率については、一定の割合が保たれていることから、同キャンペーンを継続して実施し、参加者数及び無事故達成率の更なる向上を図る（図16参照）。

### 【高齢者交通安全いきいきキャンペーンちらし】

#### 安全運転相談ダイヤルのご案内

加齢に伴い、視野障害や筋力の衰えなど、身体機能が低下すると、運転操作のミスへつながり、交通事故を引き起こす可能性があります。  
病气や疲労状態の低下で運転を続けることに不安を感じたら

**安全運転相談ダイヤル**  
#8080

シャブ ハレ ハレ

受付時間 平日午前9時から午後4時まで

●携帯電話を利用して緊急時で通話した場合は、千葉県警以外の通話料がかかります。  
●8080は、全ての通話料で利用できます。  
●通話料は利用者の負担となります。

#### サボカーのご案内

セーフティ・サポートカー（サボカー）は、ブレーキとアクセルの踏み間違い事故を低減したり、衝突被害の程度を軽減することができます。  
サボカーの先進安全技術は、安全運転の支援であり、機能には関係ありません。

千葉県警公式YouTube  
はこれ！運転＆サボカーS

このチャンネルはGoogle LLCのサービスを利用の下、千葉県警本部総務部広報課が運用しています。(R7.1現在)

#### 運転免許自主返納のご案内

運転免許を自主返納した方に対する様々な支援があります。詳細は、千葉県警察ホームページや運転免許センター、警察署窓口等で確認できます。

千葉県警公式YouTube  
運転免許自主返納

このチャンネルはGoogle LLCのサービスを利用の下、千葉県警本部総務部広報課が運用しています。(R7.1現在)

【お問合せ】………  
最寄りの警察署、または千葉県警本部  
交通総務課事故防止対策第二係 電話 043-201-0110まで

#### 国際電話番号による詐欺の電話が急増中!!

頭に「+1」「+44」などから始まる番号は国際電話番号です。  
今すぐ国際電話番号からの電話の着信をブロックできます！

お申し込み・お問い合わせはこちら  
【国際電話不取扱受付センター】☎0120-210-364 無料!  
※固定電話機が対象です (平日9:00~17:00、通話料無料)

#### 高齢者交通安全 いきいきキャンペーン2025

無事故でいき過こして  
交通安全賞を目指しましょう!

千葉県警本部シンボルマーク シーボック

#### 募集要項

##### 参加資格

千葉県内にお住まいの**65歳以上**の方  
※運転免許の有無は問いません  
※警察職員から交通安全の話を聞く必要はありません  
※誕生日が来ていなくても、今年65歳になる方は参加できます

##### 参加費

無料

##### 参加申込期間

令和7年4月1日～令和7年8月31日

##### 無事故認定期間

令和7年9月1日～令和7年12月31日

##### 申込場所

県内の警察署交通課窓口および交番等  
※申込時間：平日の午前9時から午後4時まで

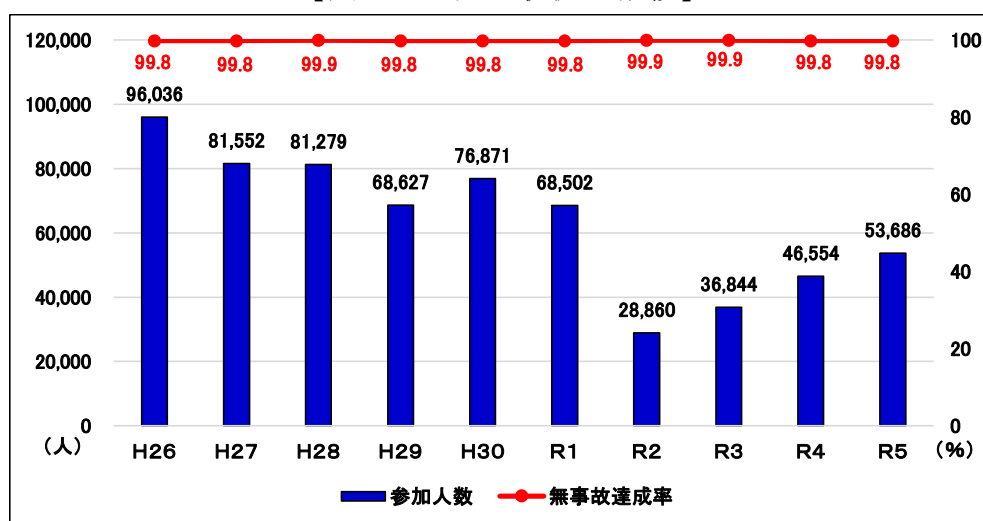
##### 交通安全賞

無事故認定期間中に交通事故の当事者とならなかった方に  
抽選で「3,000円相当の商品券」を贈呈します

##### 当選通知

当選結果は、当選者の方のみに通知させていただきます  
※個人情報等は、本キャンペーンの実施に関する事務においてのみ使用する  
ものとし、交通安全賞贈呈後に廃棄します

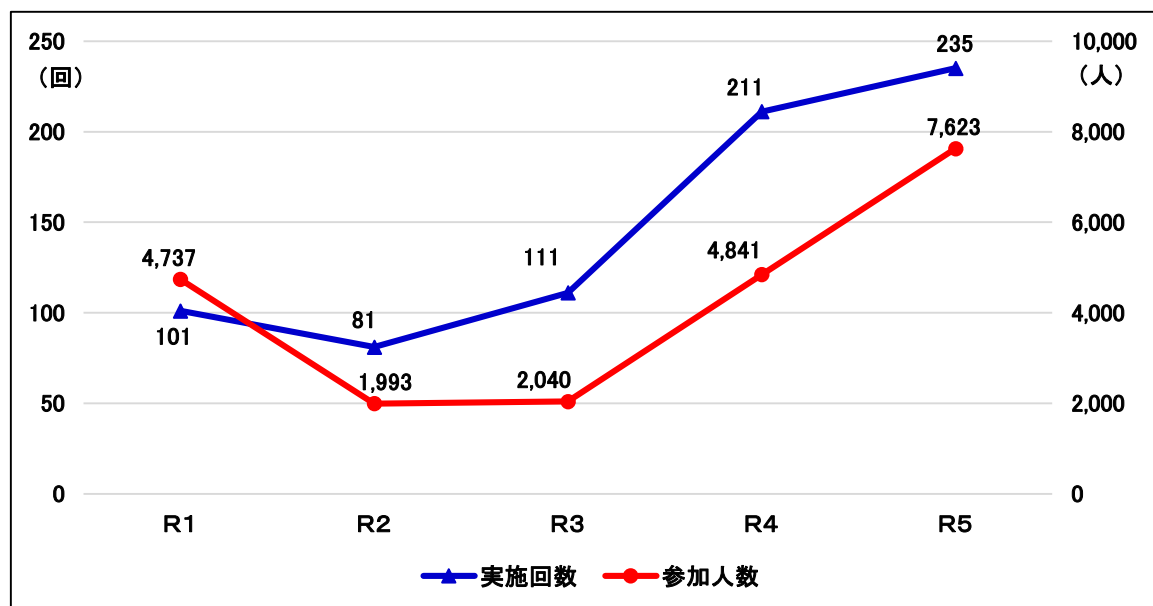
【図16 実施状況の推移】



## ウ 参加・体験型の交通安全教育の推進

高齢者に対する参加・体験型の交通安全教育は、コロナ禍においては実施回数及び参加人数ともに減少したが、令和5年中は、コロナ禍前の令和元年と比較して実施回数が2倍以上、参加人数が約1.6倍増加していることから、今後も俊敏性測定装置（クイックアーム）などを活用した身体機能の低下を実感させる参加・体験型の交通安全教育を更に推進するとともに、補償運転（千葉県では「はればれ運転」）の積極的な広報を実施していく（図17参照）。

【図17 参加・体験型の交通安全教育の実施状況】



## エ サポカーの普及・促進に向けた取組の推進

高齢運転者の運転操作不適による交通事故を防止する上で、運転支援機能が搭載されたサポカーが効果的であることから、関係機関・団体等と連携し、サポカーを用いた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、自動車販売店等に対して、高齢者がサポカーを選択しやすくなる支援について働き掛けるなど、サポカーの普及促進に向けた取組を推進する。



【地元教習所と協働によるサポカー乗車体験会】

## 8 提言

- (1) 高齢者人口の増加と総人口の緩やかな減少により今後ますます高齢化が進行する見込みであり、死亡・重傷事故のうち、高齢運転者が第1当事者となる事故の割合は増加傾向にあり、警察、自治体、関係機関等が連携し、まさに官民一体となった総合的な対策を講ずることが急務である。
- (2) 死亡・重傷事故のうち、高齢運転者が第1当事者となる事故の割合は増加傾向にあり効果的な高齢運転者の交通事故抑止対策を推進するためには、高齢運転者の交通事故実態を的確に把握し、交通事故分析に基づく抑止対策を推進すべきである。
- (3) 加齢に伴う身体機能の変化により発生する高齢運転者特有の交通事故について身近な実例を挙げるなど、自らの問題として捉えさせる交通安全教育をするとともに、あらゆる世代の運転手に対しても高齢者の特性を理解させることが重要である。
- (4) 安全運転サポート車の普及促進  
高齢運転者の運転操作不適による交通事故を防止する上で、運転支援機能が効果的であることから、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、自動車販売店等に対して高齢者がサポカーを選択しやすくなる支援について働き掛けるなど普及促進が必要である。
- (5) 運転免許証自主返納した高齢者や、車の運転に不安を持っている高齢者が、運転免許証を返納しても個性豊かに生き生きと安心して暮らし続けられるよう支援措置の更なる拡充を図るべきである。
- (6) 「高齢者交通安全いきいきキャンペーン」は高齢運転者・高齢歩行者を問わず交通安全意識の高揚を図るものであり、参加者が増えるように広報活動を行うことが重要である。
- (7) 高齢者の交通事故防止対策は、各地域によって異なる交通事故実態に応じたきめ細やかな対策を推進する必要がある、高齢者の交通事故分析に基づき、関係機関団体等と連携し創意工夫を凝らした事故防止対策を推進すべきである。
- (8) 高齢者に対する参加・体験型の交通安全教育は俊敏性測定装置等の各種機器を活用し、現在の身体機能の状況を実感させられるものであり、これに併せ補償運転（千葉県では「はればれ運転」）の積極的な広報を実施していく必要がある。
- (9) 高齢運転者には自分の運転能力を自覚してもらうことが重要である。そこから安全運転への自発的・内発的な動機づけがなされる。そのため、自分の運転能力や認知機能を自分自身でチェックできるような場の提供が推進されるべきである。
- (10) 交通事故調査委員会の継続実施  
交通事故調査委員会は、効果的な交通事故防止対策の立案・検討に有効な助言を考察し、それを提言する場であり、継続的に実施すべきである。